

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

2017年 FFI 契約の自動更新について

2019年1月9日

2018年12月20日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) における 2017 年 FFI (Foreign Financial Institution) 契約について、想定されていた追加手続をせずとも、自動で更新されることを公表した。

1. FFI 契約

FFI 契約とは、米国国内法にて定められる FATCA に遵守するための規定を網羅しており、FFI が IRS と直接的に当契約を締結すること (つまり、FATCA ポータルサイトにて FFI 登録を行い GIIN (Global Intermediary Identification Number) を取得すること) を前提に用意されている。したがって、米国と FATCA に関する協定を締結する国に在する FFI であり、FATCA に準拠する場合、当 FFI 契約の締結は免除されている。

FATCA に関する協定は、モデル 1 と呼ばれる、国内法を整備して FATCA 対応を実施する国との協定、そして、モデル 2 と呼ばれる、国内法を整備せずに FATCA 対応を実施する国との協定の 2 種類が存在する。世界の主要国は、モデル 1 協定を締結しているが、現状、日本、香港、スイス等の一部の国では、モデル 2 協定を締結している。前述のとおり、モデル 2 協定を締結する日本に在する FFI は、当 FFI 契約の締結は免除されているものの、FATCA に関する日米当局間声明第 3 節において、FFI 要件の必要事項を実施することが規定されていることから、その多くは、モデル 2 協定を適用しつつ、FFI 登録を行った上で FATCA 遵守の体制を構築している。

FATCA 施行時に公表された最初の FFI 契約は、FATCA 開始から 2016 年 12 月 31 日までが有効期間と規定されていたことから、日本における FFI についても、2017 年上半に更新手続を実施の上、内容が一部更新された 2017 年 FFI 契約の要件を満たすことが求められていた。

2. 2017 年 FFI 契約の自動更新

2017 年 FFI 契約については、2018 年 12 月 31 日までが有効期間と規定されていたことから、新たな FFI 契約

とその更新手続が公表される可能性が示唆されていた。しかし、IRS は、FATCA の登録更新に係る FAQ に項番 16 を追加し、更新手続が不要となること、更には 2017 年 FFI 契約が引き続き適用されることを公表した。

[Q16. I am a participating FFI with an FFI agreement, but the current FFI agreement in Revenue Procedure 2017-16 expires on December 31, 2018. How do I renew my FFI agreement?](#) (参照元: IRS ウェブサイト (英語))

当該 FAQ では、新たな歳入手続 (Revenue Procedure) が公表されない限りで、FATCA ポータルサイトにて適切に登録されている FFI が、2019 年以降の FFI 契約の更新を希望する場合、FFI 登録を当ポータルサイトにて維持することにより、自動的に契約更新がなされるものとし、2022 年 12 月 31 日まで有効となる旨公表している。

3. おわりに

IRS は、FATCA に関する重要事項について、FATCA FAQ において公表する傾向にあるよう推察される。当該 FAQ は、非常に充実した内容であることから、日本の金融機関においても、内容を確認するとともに最新の FAQ については注視いただくことをお勧めする。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsumax.com
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohmatsumax.com
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsumax.com
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohmatsumax.com
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatsumax.com	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含む) がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001